

法教育推進協議会第13回議事録

日 時 平成19年2月6日(火)
午後3時～午後5時

場 所 第一会議室(20階)

議 事

土井座長 それでは、まだお見えになっていない委員もおられるようですが、所定の時刻になりましたので、法教育推進協議会の第13回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

吉村参事官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配布資料1でございますが、「民法分野における法教育の今後について」と題する書面でございます。本日御講演をいただきます沖野先生のレジュメに当たるものでございます。

資料2、資料3、これらはいずれも内閣府国民生活局消費者企画課でお作りいただいております資料でございますが、これは後ほど御説明がございます内閣府における消費者教育の取組みに関する資料となっております。

資料4でございますが、これは裁判員教材作成部会において先般まで御審議いただき、御報告として完成したと聞いております裁判員教材の(案)となっております。

資料5でございますが、これは教材改訂検討部会において作成していただいておりますQ&A、これにつきましては委員の皆様の御意見も踏まえ、修正を行ったものとなっております。

以上が配布資料の御説明でございます。

あわせて、前回の議事録(案)もお配りしておりますので、恐縮でございますが一度目を通していただき、修正等御意見がございましたら、2月13日、火曜日までに事務局宛に御連絡いただきますようお願い申し上げます。

また、事務連絡に当たりますが、次回の日程につきまして、これまで3月6日に開催することを予定させていただいておりましたが、今回、教材関係の御了承をいただくために急遽協議会を開催させていただくことになりました関係で、特段御意見がなければ、3月6日の協議会はお休みとさせていただければというように考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

今回は、前回に引き続きまして専門分野の先生方からお話をお聞きすることになっております。

本日は、学習院大学の法務研究科・法学部教授の沖野眞己先生においでいただきました。

沖野先生、本日は本協議会に御足労いただき、まことにありがとうございます。

沖野先生は法教育研究会の委員として御活躍していただいておりますので、本協議会の委員の方々に先生を再度御紹介するのも今更の感がございますが、簡単に先生の御略歴を御紹介したいと思います。

先生は東京大学法学部を御卒業後、ヴァージニア大学ロースクール、筑波大学専任講師を経て、1993年より学習院大学助教授、99年より現職に就いておられます。

先生の御専門は民法学ですが、契約法・法律行為論だけではなく、信託法、倒産法等、民事法全般について幅広い研究をなされております。

また、平成15年の破産法大改正の際には、法務専門官・法務省民事局付として御活躍になり、実務の在り方についても、経験に裏打ちされた深い御理解をお持ちでございます。

先生は、法教育研究会のメンバーとして、これまで法教育の取組みについても御理解、御精通しておられますけれども、本日は「民法分野における法教育の今後について」と題して御講演をちょうだいしたいと存じます。

法教育研究会報告書におきましては、私的自治の原則と消費者保護の分野を取り上げました。しかし、契約法について更に検討を進めていかなければならない部分があるのと同時に、物権法等についても取り上げていかなければなりません。先生からは、貴重なお話がいただけるものと存じます。

それでは、沖野先生、よろしく願いいたします。

沖野教授 ありがとうございます。御紹介にあずかりました沖野でございます。本日はどうかよろしく願いいたします。着席させていただきます。

本日の報告に関しましては、当初事務局から御連絡をいただきましたテーマは「民法教育の発展のために」ということでした。このテーマをちょうだいいたしましたときに、私はぜひとも二つのことを申し上げたいと思ってまいりました。

一つ目は、既に先生方御承知の御本であるかと思うのですが、法教育についての各種の取組みと並行する形で進められ、出されました御本に、大村敦志教授の『父と娘の法入門』というものがございます。実物はこういうものでございまして、私のレジュメ、資料1と題されたものの最後の参考文献の一番上に挙げております。

私法分野における法教育というのは、その重要性は報告書の中でも掲げられ、また、改めて土井座長からも先ほどのお話の中で強調がされ、委員の先生方において共通の認識となっていると思います。しかしながら、これをどのような形で取り上げるかという実践部分については、大変難しい分野でもございます。

最初の段階で結実いたしました『はじめての法教育』というテキストの中では、そのうちの契約の分野が主として取り上げられたわけですが、契約の分野の取り上げ方、あるいはそれ以外の私法分野の取り上げ方、あるいは私法の基本原理ですとか、私法そのものをどのように理解したらいいかといった難しい問題がございまして、その問題について大変有益な示唆を与え、あるいは一つの実践でもあると思われるのが、この大村敦志教授の法入門の御本でございまして。

大村敦志教授は東京大学法学政治学研究科教授で私法の分野の御専門でいらっしゃいますので、主として私法の専門家としての関心から書かれておりますが、タイトルに「娘」とありますように、高校生のお嬢さんに向けて書かれたもので、岩波のジュニア新書から出版されております。私は、テーマをいただいたときに、何よりもまずこの御本を御紹介することが第一の責務であると考えました。これを見ていただければ多くのことは解決してしまうのではないかと考えております。

ただ、そうは言いましても、私個人も若干考えるところがございまして、二つ目といたしまして私自身の感想を申し述べたいと思っております。その感想といたしまして用意しましたものが、資料1の「民法分野における法教育の今後について」というものでございます。

法教育の研究会におきましては、実践的な試みといたしまして、こちらに配られております『はじめての法教育』という本に結実しておりますような形で、私法分野の法教育の在り方が取り上げられております。

本日は、まず第一段階といたしまして、この本に結実いたしました私法分野における法教

育がどのようなものであるのか、どのような特色があるものであるのかということをもまず押さえていただいた上で、第二段階といたしまして、それにどういう方向で補足をしていくべきなのか、あるいは展開していくべきなのかという点について、私の考えるところをお伝えしたいと考えております。

したがいまして、レジュメは二部構成になっておりまして、レジュメ1ページの冒頭に書きました1「『はじめての法教育』における民法分野の法教育」、これは現時点でのこの本に結実した内容がどのようなものであるのかというのを改めて確認するというものでございます。委員の先生方には、それは言われるまでもないことだということではありますけれども、民法を専攻する者としてはこのようなものとして理解しているということを改めて確認させていただきたいという趣旨でございます。

その上で、第二段階といたしまして、レジュメ1ページの半ばより下のところに2「補足と展開」と題しております。この部分が、『はじめての法教育』における民法分野の法教育、その特色を確認した上で、どういう部分を補足し、展開していくべきかということを描いたものでございます。

そこで、まず、1の現時点での到達点、あるいは第一段階での試みがどのようなものであるかというのを改めて確認させていただきたいと思っております。

項目は三つに分けております。一つは、そもそも私法分野における法教育というのはどういう内容のものであるべきなのか。そして、具体的にどのような事項を教材として取り上げるべきなのか。そして、そこで取り上げられた取り上げられ方、内容は、どのような特色を持っているのか、という三点でございます。

一つ目の内容でございますが、これは報告書に記載されているとおりでございます。読み上げさせていただきます。ここに抜粋をしております。私法分野における法教育がどのような内容、目的を持つべきものなのかということでございます。

「個人と個人との関係を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。」、これが目標であり、あるいは内容であり、それとともに、私法というのがどういう分野であるのかについての認識を示すものとなっております。

その上で、具体的に取り上げられました教材はどのような形になっているかということでございますが、タイトルが「私法と消費者保護」となっております。私法の取り上げ方自体についてはさまざまな形がございますけれども、ここでは「消費者保護」という項目が、私法と並ぶ形で私法分野における重大な課題として取り上げられているということがまず着目される事項でございます。

そして、その中においてはどのような形であるかと申しますと、小単元が と に分かれておりまして、一方の では私法の基本的な原則である「私的自治の原則」が取り上げられ、小単元の では「経済活動と消費者保護」というタイトルとなっております。これは、もとの大きなタイトルが「私法と消費者保護」として二つの項目が並ぶ形になっており、小単元もその区分けに対応したものになっていると理解することができます。

私法についての基本的な制度であり、基本的な原理である「私的自治の原則」を取り上げ

るか、あるいは消費者保護という観点から「経済活動と消費者保護」という形で取り上げるか、二つの観点から私法の分野に光を当てるといった構成となっております。

「私的自治の原則」の名のもとにどのようなものが取り上げられているかと申しますと、小単元の内容でございますが、「契約の成立要件」、「契約が解消できる時、できないとき」、「私的自治の原則」という3つの項目が挙げられております。これは、民法の契約法の領域における法ルールを具体化したものでございまして、具体的な契約のルール、成立、それからその効力に関して、特に成立をめぐる効力の問題、それからその背後にある私的自治の原則が取り上げられているということでございます。

他方、の「経済活動と消費者保護」におきましても基本的に取り上げられている内容は同様でございますが、そもそも契約というのは何なのか。契約が成立する、あるいはそれが解消できるというのはどういう場合であり、あるいはできないというのはどういう場合であるのかということが項目として立てられております。

したがって、二つの観点は出されておりますけれども、個別に取り上げられている法ルールとしてはかなり共通したものがとで設けられ、いずれを選択しても構わないという形になっているかと思えます。

こういう教材の内容ですけれども、その特色はどのような点にあるかといいますと、三つの点を指摘できると思えます。

第一に、この分野における法律関係やルールを確認するという形になっているということでございます。例えば、契約とは何なのか、契約の成立要件とは何なのか、どういう場合であれば契約を解消できるのか。「買って見たけど、もう要らなかった」というときに契約をやめられるのか、「思っていたものと違っていた」というときにやめられるのだろうかといったことでございます。

これは、いわば考えさせる形にはなっているのですけれども、しかしながら、そこで強調されている内容というのは、現在のルールがどうなっているかについて認識してもらう、確認してもらうということでございます。

その意味では、知識をより効率的に伝える、すなわち、ただ単に字面を追って聞いているだけではなくて、身近なこういう行為が契約なのだということによって、あるいは幾つかの事例をもとにして、「こういう場合に契約は解消できたり、解消できなくなったりする。そういうルールになっているんだ」ということをわかってもらうという点で、大変実効的なやり方ではあると思えます。

それはさらに、「法」ですとか、「私法」ですとか、「民法」といった語から感じられる生硬な感じは抜けまして、むしろ法というものが大変身近な存在であり、それぞれの生活を支える仕組みなのだということ、法についての認識へとつながるという意味で意味があることだと思えます。しかも、具体的にも契約の成立に関するルールについて知識を得、理解を深めていくということは、それ自体、これから社会に出ていく人にとって有用なものであるというふうに考えます。

それが第一点目の特色でございますが、第二点目の特色といたしまして「消費者教育」ということを挙げることができます。そもそも教材のタイトルにおきましては、「私法」というだけではなく、「私法と消費者保護」というタイトルが挙げられております。

また、その中での教材での取扱い方の一つの観点といたしまして、特にこの教材が中学生

を対象とした教材であるということからしますと、これから社会に出ていく、その素地をつくっていく中学生それから高校生という段階の世代というのは、いわば「ねらわれる消費者」である層でもありまして、そういう社会から身を守るために賢い消費者をつくる、その賢さの中に、法ルールを知っておくということの賢さが要求されるわけで、そのような実践的な要請に基づいているという局面もあったと理解しております。

その意味で、この分野での消費者教育の重要性というのは間違いはないわけですが、しかしながら他方で、消費者教育だけでよいのかという問題も生まれてくるわけでございます。

また、消費者教育の在り方といたしましても、「ねらわれる消費者」ということからしますと、いわば法を武器として身を守っていく、そういうことができるようにという力点が置かれるというのは自然な面もございまして、消費者教育という場合にも、「そのような身を守る武器としてきっちり契約のルールを身につけておきましょう。こういう場合にはクーリング・オフができるということもわかっておきましょう」というような性格づけになっているかと思えます。

それは、より一般的に申し上げれば第三の特色につながる事項でございまして、法というものをどういふものとして扱い、理解するべきかという点につきましては、これもまた幾つかの面がございすけれども、とりわけこの私法の「私法と消費保護」の局面におきましては、第二の点も合わさりまして、「道具としての法」、「武器としての法」という性格づけがより強いのではないかと考えております。

具体的に、「契約をするというのはどういうことで、皆さんがした契約というのは皆さんをどういう地位に置くことになるのか。それに対して、どのような武器や道具が与えられているのだろうか」ということを身をもって知るという形になっているものと理解しております。

それが主眼である、あるいは中核的な事項であるといったしますと、その上でどのような点を補足していくことが今後考えられるのか、あるいは展開していくことが考えられるのかというのが第二の点でございす。

そのような補足・展開項目としては、レジュメ1・2ページに(1)(2)(3)の三つを挙げておきました。中心的には(1)(2)の二つでございまして、(3)は「まとめ」となっております。

(1)は、既に取り上げられている、私法の中でも契約を中心とする分野についての事項についてのものであり、(2)は、それ以外の分野への拡大という面でございます。

契約という分野についての補足・展開について考えてみますと、そこで最も重要ではないかと思われすのは、契約、それから成立についてのルールが取り上げられているわけですが、その成立に関するルールについて、なぜそうなっているのかを問うということではないかと思えます。

『はじめての法教育』におきましても、確かに、教材の88ページを御覧いただきますと、そこに「まとめ」とされている事項がございす。88ページの「まとめ」とされている事項を見ますと、「これまでの時間を振り返って、契約についてまとめてみよう」という項目のもとで、「身の周りのあらゆる場面に契約というのが関わっている。むしろ、私たちが生活している経済社会というのは法的な制度に支えられている。さらには、お互いに自由な経済活動ができるためにはお互いに契約を守る責任がある。契約の拘束力というものが社会にお

いて果たす役割について認識させる。」ということが書かれておりますし、また、どういう場合に契約を解消でき、どういう場合に解消できないのかということの背後にある考え方といたしましては、「十分に考える時間やチャンスがあり、正しい情報も得られる状況にありながら結んだ契約については、自分勝手な理由で契約を解消することはできない。無責任に契約を解消できることになると、自由な経済活動ができなくなる。」と書かれております。

すなわち、どのような契約であれば契約として保護され、あるいはどのような前提条件を満たしていればそのまま拘束力が認められ、あるいは逆にそうではないときに解消が認められるのかというまともにはここに書かれているわけでございます。さらに、それが一般的な形になりまして、このように「契約自由の原則」は、自由で公正な社会生活を営む上でごく常識的なものであるということがまともとして書かれております。

したがって、契約の成立のルール、解消等のルールの背後にある一般的な考え方というのは、その片りんがまともの中には書かれているのでありますけれども、しかしながら、それが教材の中で具体的に考えさせるような形になっているかという点は疑問があります。

例えばそのあとのハプニング・カードなどを見ましても、こちらの方は、どういう場合であれば契約をやめられるのかや、むしろ実践的な知識レベルで確認をするということにとどまっており、「なぜそうなっているのでしょうか」ということを考えるという形にはなっていないように思われます。

それは、さらに言えば、どういう法ルールがあるか、その背後にはこの法ルールを立てている考え方があり、さらには、その前提としての社会の在り方、制度の在り方というのがあるわけで、それに思いを至らせるということが、より重要な問題として残っているのではないかとございまして。

「契約の自由の原則」につきましても、それが重要な原則であり、自由で公正な社会生活を営む上でごく常識的なもの、身近なものであって、これが社会を支えているのだということは書かれているのでありますけれども、それがまさに、その前に確認した契約のルールとどういう形で結びついているのかというのは、実は必ずしも明らかにはなっていないように思われます。

契約自由の原則と契約の成立や解消をめぐる各種のルールは、一体どう結びついていくのか。それは、契約自由の原則のもとにどのような人間像が考えられ、どのような契約活動が考えられ、どのような法的バックアップがされているのかという、その結びつきの部分が、もう少し補充すべき事項として残っているのではないかとございまして。

さらには、「自分勝手に解消することはできないのです。ですから、注意をしましょう。十分考えましょう。うかうかと口車に乗ってはいけません」ということは、非常にメッセージとして伝わる形になっているわけですが、契約というのは、逆に言うと、きっちり契約した以上は口頭でも契約は成立して、そのために契約は守らなければいけないのだということにつながっているわけですが、法律において契約を守るということがどういうことであるのかという点については、ここも記述ですとか、あるいは項目としては触れられていないように思われます。

例えば、「約束を守るとか契約を守るというのは、ある意味当然のことですよ」という話をいたしますと、「なぜ法律が必要なのだろうか」という話にもなってしまう。

さらには、契約を守るルールというのは法律以外にもあるわけですし、例えば企業で

すと社会的な信用が非常にございまして、履行をちゃんとしないということになると、経済活動自体がもはや立ちいかない、社会における信用がそれをバックアップしているというような面もあるわけです。

言い換えますと、契約を守るということは重要で、法というのは十分に考えられた中での意思決定を重視し、それを尊重していく。そうでないものについては法はバックアップしないという形になっているわけでございますけれども、そのような法制度がなぜ必要なのか。例えば契約の拘束力を確保する方法としては法律以外にも各種のものがある中で、なぜ法律が必要なのだろうかといった点に注目してもらうというような部分でございます。

さらには、「そういう法があることが意味を持っている。意識はしなくても、その法の存在というのが重要なのだ」という形で認識をってもらうという部分が重要ではないだろうかと思っております。

それは、さらに、「契約の自由の原則」に関しましては、どういう社会が望ましい社会であると考えられているのかという点を法は体現しているのだという面もあるわけで、単に「道具として法が使えます。身を守る武器として法があるのです」ということだけではなくて、社会制度の在り方について一定の考え方を体現しているのだという法の役割についても考えてもらうという、そういう制度として契約をとらえることもでき、現在の教材との連関で、その部分に思いを致してもらうことができるのではないかと思っております。

もう一つ、この分野におきまして気になっておりますことは、「私法と消費者保護」とされていること、それから、消費者保護といったときに、受け手がだれかといいますと、これはすべての人が消費者なわけでございますので、どのような企業の人であっても、個人として日常生活をするときには消費者ということになります。私たちはすべて消費者というわけですから、すべての人を対象とするときには、消費者を受け手と考えて対象とする。

したがって、私たちがやっている契約をどういうときに解消できるのかといった問題になるわけですが、しかし、消費者の問題、契約をとらえましても、それには消費者と、他方の事業者というのがあるわけございまして、さらには、受け手のかなりの多くの方は事業者側の立場にもなる。例えば企業に勤めて契約をしていく、物を売っていくというような立場にもなるわけです。

身を守る武器としての契約、あるいは契約法、あるいは消費者法ということを考えたときに、その部分が落ちてきはしないかというのが気になっているところございまして、例えば、「契約法の中には、互いの利益を配慮する義務があるのだ。消費者法のとらえ方もさまざまなものがあって、弱者を保護するのだということよりも、互いの協力のもとに当然契約法のルールとしても出てくるようなルールなのだ」という説明もあるわけで、これから企業に入り、契約者として活動していくという人たちに向けても、契約のルールをわかってもらうといういい契機もあるのではないかと思っております。その部分が契約法の分野でさらに展開していく、補足をしていくとすると、もう一つの方向として補足する部分があるのではないかとございまして。

続きまして、第二点といたしまして、契約以外の分野についてお話をさせていただきます。現在のところは契約の分野が主として領域として取り上げられております。それ以外にも、法教育の研究会の段階では製造責任の項目が取り上げられておりました。しかしながら、いささか盛りだくさんすぎるというようなこともあり、やはり契約に特化した方がよいである

うという判断がされたと承知しております。

今回の法教育に関する「民法教育の発展のために」というテーマに関しまして、一つ示唆をちょうだいいたしましたのは、契約の分野については一応の手がかりとして、一つの到達点としてこのような教材ができていただけけれども、私法の分野、民法の分野に限りましても、それだけではない重要な制度がほかにも多々ある。例えば物権なども大変重要な制度である。そういったものへの取組みをどうしたらいいのかということが議論になっているということを教えていただきました。本日の座長の御紹介の中でも、物権等の重要な問題が残されているということが指摘されていたわけでごさいます、その他の分野への展開としてどのようなことが考えられるかということでごさいます。

民法の領域というのは非常に広いものでございまして、その中から最も身近で取り上げるには、まず契約というのがふさわしいだろうという形で取り上げられたわけですが、それ以外に取り上げられるとするとどのようなものがあるかということでごさいます、一つは財産法関係の制度といたしましては、「物権」と「不法行為」というものが挙げられます。

物権というのは人が所有権を持っているというのが典型例でございまして、不法行為というのは、車にひかれたような場合に、加害者に対して被害者が損害賠償請求を持つ、そういう形で社会での損害を分担していくというそういう制度なわけでごさいます。

なぜ契約と並んで物権と不法行為というのを取り上げたかと申しますと、ほかにも民法にはさまざまな制度があるわけでごさいますけれども、契約と並んで取り上げるとするならば、物権と不法行為というのが比較的なじみやすく、かつ基本的なものでありまして、「金融取引」ですとか、そういう複雑性を持った発展的なものに対して、極めて基本的な民法の制度であるということがございまして。

さらに、基本原則という考え方に立ちましても、民法の中の基本原則としましては、例えば「権利能力平等の原則」、つまり「人は民法の社会において平等に扱われる。だれかが奴隷であるとかそういうようなことはないのだ。」という、現在においては全く当たり前ですが、社会的に、歴史的には大変意味を持った原則がございまして、一方、法ルールとして具体化した中での基本原則としましては、「私的自治の原則」や「契約自由の原則」と並びまして「所有権絶対の原則」、それから「過失責任の原則」というものがございまして。

この「所有権絶対の原則」というのは、物権という制度が、これもまた社会の財産所有の在り方や、あるいは取引の在り方を支える制度として大変重要なものでございまして、所有権の内容を明確なものにしていくということが、歴史的にも社会的にも要請されたという事情がございまして。ですから、社会に対するインパクトが非常に大きい。社会を支えている原則の一つだということでごさいます。

「過失責任の原則」というのは、不法行為を支える原則の一つでございましてけれども、これもまた、過失といわれる注意義務違反、一般の人であるならば、こういったことをしなければいけないという注意を尽くしている限りは責任を負わない。たとえ自分の行為によって損害を与えたとしても責任を負わない。注意義務違反があつて初めて責任を負うのだという「過失責任の原則」というのが、社会における自由な活動を支えているという面がございまして。

「契約自由の原則」というのは、積極的に取引をするときに、自由に自分の法律関係を形

成できるというものでございますが、社会の秩序に反するようなことはできないわけですし、保険金詐欺をすとか、そのために極端な例ですけれども殺人依頼契約をするというような、そういったことができないのは当然でございます。そのような大枠のもとで、自らの法律関係を切り開いていくことを可能にする制度として「契約自由の原則」があるとしますと、今度はそれと対になる形で、それ以外の社会活動の自由を支えるものとして「過失責任の原則」というのがあることになります。

こういうふうに、極めて複雑で、一つの行為がさまざまに波及していく、そういう社会におきましては、ある人のした行為によって、不測の損害が全く予期しなかったところに発生するということはあるわけですが、そういったときに、「あなたのせいで損害が発生したのだから常に責任を負うべきだ」ということになると、もう、ちょっと怖くて行動できないということになるわけで、特に現在のような社会において、自由な活動を支えるもう一つの原則は「過失責任の原則」だという位置づけができるわけでございます。

そういたしますと、私法分野における社会を支える基本的な原則、制度を取り上げるとするならば、今のような制度理解を概括的に与えるような形で、物権や不法行為を取り上げることが考えられる事項であると思われる。

やり方自体はいろいろな方法があるわけございまして、そういう三つの制度があるということを利用して取り上げるやり方もあるでしょうし、また、契約からスタートしておりますので、契約と連動させる形で、そこからつなげていく。言い換えますと、一つの事象をもとにしてほかの事例に思いを馳せていくというやり方もあるだろうと思います。

例えば、物権について申しますと、「売買契約をしました」というときに、どういうものが契約であって、どういう場合に契約が成立し、どういう場合に解消等ができるのか。言い換えれば、どういう場合に自分がした契約に拘束されるのかということについては、既に教材で取り上げられているわけでございますけれども、同じくその売買契約によって何が起こるのかという効果の点に着目するといいますと、売買契約というのは、それによって財産権を取得する、そういう行為なのだ。では、その財産権というのはどうなっているのだろうか。財産権について、買ったと思った本が、例えば10ページから15ページまでは人のものだったというようなことで取引は安心してやっていけるのだろうかとか、そういう形で物権の制度について、なぜ物権という制度が法制度として必要なのかというのを考えてもらうといった形はあるかと思えます。

もう一つ、もしもその他の分野への拡大や展開を取り上げるといたしますと、考えられるものとしては、法人、結社、社会活動ということがあのではないかと考えております。

これは、財産法分野の話ではあるのですけれども、単に財産法にとどまらず、社会における諸々の活動を支える仕組みとしての私法、民法という性格を色濃く出しております。

この法人ですとか、結社、社会活動というのは、法制度に立ち入ると大変技術的でありまして、大学の民法の授業でも中身には余り立ち入らない。大変技術的なので、時間があればやるという程度なのですけれども、しかしながら、個々の人以外の主体が社会においてメンバーシップを取得し、主体として認められるという考え方、あるいはそれを可能とする法制度の存在ということは大変重要なものではないかと思っております。

社会へのかかわり方としていろいろなかかわり方があるという中で、複数の人が活動をしていく。何かをやりたいときに、複数の人が集まってやるような制度の手当というようなこ

とも私法がやっているという点で、大変重要な問題ではないかと思っております。

もしも契約以外の分野に展開していくとすれば、このような分野を次の段階として取り上げることが考えられるのではないかと。そういう趣旨でレジュメ2ページの(2)を出しております。

(3)のまとめでございますが、これは、以上申し上げたところを改めて申し上げる部分でございます。

この法教育において何を目的とするかということなのでございますが、(1)と(2)のどちらを最初の段階としてやった方がいいだろうかと問われれば、私自身は(1)の方がよいというふうに思っております。

確かに、物権や不法行為という制度、あるいは法人や結社、社会活動という制度の重要性というのはこれは疑うべくもないわけですし、もちろんここからスタートしてもいいぐらいのテーマ、契約ではなく、法人からやってみるとか、そういうことでもいいようなテーマではあるのです。取り上げ方はいろいろなのですが、しかしながら、既に第一歩として契約があるときに、ほかにもいろいろな重要な制度があって社会を支えているのだという形で、いろいろな制度を少し概括的に見ていくよりは、むしろ契約制度から入って、一步深く考える。道具としての法という側面とともに、まさに社会を支える法、それによって体现される社会の在り方というものに思いをきたしてもらおうということの方が、より意味のある教材になるのではないかと思っております。

ただ、難しいことは確かで、より抽象的な話になってまいりますので、いささか、知識を伝達するよりは難しいのですが、それは可能なことだろうというふうに思います。

ですから、民法については、私法というものがどういう領域で、どのような項目を扱っていて、どんな基本的な社会制度をつくり出しているのかということについて、中学・高校の段階で一定のビューを持っていただく、絵を持っていただくというのは大変重要なことではあると思うのですけれども、それよりは、いろいろな制度があるというのはまたこれから学んでいけばいいということがございますので、次の段階としては、もう一步深くということがよろしいだろうと思っております。

ただ、民法の全体像ということを少し知識を与えたりとか、あるいはほかの民法の分野についてもいろいろ見ていった方がいい、あるいはその余力があるということが考えられるとしますと、さらには「家族法」の分野というのが一方で重要な分野でございますして、財産法と家族法というもの、私法の領域としてはそういうものがあるのだと。具体的な個別の制度としましては、契約、物権、不法行為のほか、親子や夫婦相続といった制度があるということ、概括的に伝えるならばそういったものがあるかと思えます。

それから、法の役割につきましても、あえて二極化いたしますと、「道具としての法」とともに「社会を支える基盤としての法」、そこについての力点を置くような形でお伝えしていくというのが重要ではないかと思っております。

これが民法の全体像についての概括なのでございますけれども、さらには「消費者保護」といったときには、一方で救済的な要素が大変に強い面がございます。こういう契約をしてしまったけれども、どういうことができるのだろうか。

ただ、それと同時に、むしろそこにあらわれた消費者契約の扱い方、その前提となっている社会の認識、消費者と事業者の間の圧倒的な格差、その中で、一方で、情報や交渉力を一

方的に、構造的に偏在した形にあって持っている事業者に要請される一種の配慮義務のようなものですね。「事業者としてはこういうことをすべきなのだ」というメッセージも、そこには入っているわけですが、そういうことを考えたときに、救済として事後的に法がこういうふうに使えるということとともに、法というのはこういう考え方に立ってこういうメッセージを与えているのだ、こういう準則を示しているのだということを伝えるのも重要ではないかと思っております。

それは、個々人のレベルでは、これからの行動をする事前の行為準則を示しているという面もあるわけでごさいます、事後的な救済のルールとしての法とともに、あるべき行為準則、「これからやるときにはこういうことに注意しなければいけないのだ」という意味での法という、そういう意味での法の役割というのも重要なことでごさいます、その部分の光の当て方というのが考えられてしかるべきではないかと思っております。

それから、余り多くのことは正直なところできないわけでごさいますので、そういたしますと、例えば物権についても取り上げた方がよいということは、それはもちろん取り上げられるならば物権も不法行為も取り上げた方がよいとは思いますが、いかんせん時間が限られているわけでごさいますので、そうだといたしますと、民法や私法の領域としては、ほかにもこんな制度があるんですよということを伝えるぐらいにして、もっといろいろ関心のある人には、「こういうことがありますよ。こんなものを読んだらいいですよ」という文献の紹介、各自が関心を持ったら与えられるように、あるいは先生方が、関心を持った子たちには「こういうものもあるよ。読んでみたら」というふうに与えられるような、そういう文献の充実、紹介できるような資料の充実という形で、民法の他の分野への展開というのは、直接には取り上げられなくても、それができるような土壌を設けるということは十分考えられてしかるべきではないかと思えます。

さらには、他の分野に展開していく際でごさいますけれども、それをどの段階でやるかということでごさいます、法教育につきましては、それこそ「ゆりかごから墓場まで」、ゆりかごから法教育はちょっと難しいと思うのですが、幼稚園から墓場ぐらいまではできるわけでごさいます、段階的に項目を積んでいくということができるとおもいます。

そうだとしますと、現在の法教育の教材として考えられているところがどこにターゲットがあるのか。最初の段階は中学生であったと理解しておりますけれども、中学生の段階ではここまでけれども、もう少し、次の段階で、あるいは逆にもっと早い段階で、「私法というのはこんなことがあるんだよ」ぐらいのことを入れておく。けれども、そこから先に、より細かなことはそれはもうこの段階ではいい。けれども、「こんな制度があるんだね」とか、「法というのは結構身近なんだね」ぐらいの認識は持ってもらおうとか、段階に応じてどこに配置していくかということがあり、そういう意味ではバリエーションがさまざまにあるわけで、そういう意味ではさらには余力があるということにもなりますので、とりわけ民法の他の制度に拡大していくとなると、並行的にというよりは、段階的にその中でちりばめていくという方法もあるのではないかと思っております。

大変おおざっぱなものでございませうけれども、本日は、法教育についての一つの到達点であります『はじめての法教育』における取り上げられ方を私なりに理解したところを踏まえて、感想ではございませうけれども、今後さらに民法分野で法教育を展開していくとすると、このようなことが考えられるのではないかということをおし上げました。何らかの御参考に

なることがありましたら幸いです。

最後につけましたのは参考文献でございまして、冒頭に書きましたのはこの本でございまして、報告の中で若干言及しましたような、例えば法人、結社、社会活動などについては、大村敦志教授の『生活のための制度を創る』とか、『フランスの社交と法』といったようなものが大変興味深く読まれるものでございますし、一般向けではございますが、民法の全体像や、掘って立つ考え方などについては、岩波新書の星野英一教授の『民法のスズメ』がございまして、最初の一步として参考になるような文献としては例えばこのようなものがあるというのを挙げさせていただきました。

以上でございます。

土井座長 沖野先生、どうもありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

高橋委員 司法書士会の高橋と申しますが、司法書士会は、全国的に法教育の実践はこの私法分野、いわゆる消費者教育の分野が多いのですけれども、先ほど先生がおっしゃった中高生にビュー、絵を持たせるといったときに、現実の契約社会をどういう姿として見せるかという問題があります。

どうしても、我々が学校に行くと、学校側のニーズというのは、消費者被害の多い、もしかしたらきれいではない現実社会を見せて、被害に遭わないようにということの求めが多いんですね。

だから、やはり法教育の考え方とすれば、基本原則に戻って契約などからきちっとたたき上げて教えていかなければならないのですけれども、社会というのをどういうふうに伝えるか、見せるかというところで非常に悩むところがあるのですけれども、何かお考えはありますでしょうか。

沖野教授 直接のお答えではないのですけれども、一方のニーズとして、やはり非常に消費者トラブルが多い。しかも、その被害となる一つの大きな層が若年層であるということがありますし、それ以外にも、高齢者ですとか、一時期の主婦層と言われる層というのは、確かに別の層ではあるけれども、もともとは若年層であるということもございまして、若年段階での消費者教育の重要性というのが大変重要な課題として意識されるということは、そのとおりだと思うのです。

したがって、悪徳商法から身を守るとか、そういうものがやはり実践的に重要視されるというのは確かだと思っているのですけれども、他方で、それが逆に懸念されるということもあると私は思っております。それには二つの面がございまして、一つは、そうすると、「法律を知っている者が勝ちだ」とか、「法を知っていると得だ」というような意識を過度に与えてしまわないだろうかということなんです。

昨今でも、「うまく法律を使って抜ければいいや」とみたいなことが社会問題としても各種伝えられているところでして、「法というのはいくつか使えばよくて、知らないやつは愚かしいんだ」という面でも、逆に身を守るものとして伝えているのですけれども、武器としてという性格が、かえってゆがんだ法律像ですとか法制度像を与えないかということも私は懸念をしております。また、それが「使えばいいんだ」ということで、逆に悪徳商法側に回るような意識ですね。「だまされるやつが悪いんだよ」という、だますやつはもっと悪いわけです

けれども、そういう意識につながるというのが一番嫌なところなわけです。

そうだとすると、そういう側面とともに「ほかの法の在り方というのもあるのだ」ということが重要だと思っているわけですが、それを具体的にどういう形で伝えたらいいのかというところが一番悩ましいところなのだろうと思います。

ただ、契約の制度について申しますと、幸いこの法教育の教材につきましては、「契約というのが拘束力を持つのだ」ということは正面から打ち出されているわけですね。口頭でした約束であっても、いったんしてしまったらもう、自分の都合でやめることはできないのだということが書かれているわけです。

なぜそうなっているのだろうか。あるいは、法はどのような形でそれを実現していくのだろうか。それから、だけれども、こういう場合だったら解消できるんだよということが書かれているわけで、それはなぜなのだろうかということを考えたときに、そこから「では、どういう場合だったら契約というのは守るということになっていて、どういう場合だったら守らないということになっているのだろうか。何で法律が要るのだろうか」、そういう問いかけの仕方はできるのだと思うのです。

なかなか学生さんからは直ちにそれに対する答えが返ってはこないと思うのですが、例えば少しずつ事例を変えてみて、「こういうことだったらできていいのだろうか」とかですね。そうすると、だんだん「こういうものであれば解消できるし、こういうものであれば解消できない」ということが出てくると、そうすると、「実はここで想定されている前提条件となっているようなものというのは、こういうようなことがあると守るべき契約ということになるんだね」と。

そうすると、なぜそういう法制度をつくっているのだろうかということに、次の段階に行くわけで、最終的には、やはり「契約自由の原則」と各制度をつなぐ在り方、あるいは「契約自由の原則」を支える在り方として、やはり自分たちが自由に活動できるというのがいい社会をつくっていくのだというふうに考えている。もちろんそこには限界があって、それは公序良俗というような形での限界があるわけだけれども、それを法がバックアップしているのだと。

逆に言うと、十分自分で考えて意思決定して、そうやってしたのでないのは法的な拘束力も排除できるようになっているのだ。だから、十分に自分で考えて、「こうしよう」としたことができるようにするというのが契約の制度で、それをバックアップしているのだということをお伝えできればというふうに私は思っているのですが。

恐らくやり取りはかなり難しいと思います。恐らく学生さんから直ちに回答が出てくるようなものではないので、最終的には抽象的な説明で終わってしまうということは十分に想定されると思うのですが、力点の置き方として、「こういう制度になっているんだね。こういう考え方なんだね」ということを確認していただくというのが重要なのではないかと考えております。

この教材の中でもそれは既に明らかにされているわけですが、その結びつけ方をもう少し詳しく、あるいは学生さんへの問いかけの中で、「どうしてなんだろうね」というような問いかけが一つ二つ入ると、よりよいのではないかなというふうには思っております。

土井座長 よろしいでしょうか。

ほかに質問はございませんか。

山下委員 司法制度改革推進室の山下と申します。

今、沖野教授がおっしゃられたことはそのとおりで、私も大賛成です。この『はじめての法教育』のところで、ルールづくりと私法と憲法と、司法というのがありますが、全部相互に関連しているのではないかと考えます。

何が関連しているかと言いますと、結局、民主主義、自由主義、国民主権というのは、究極の目的は「自由・平等・独立」です。その概念は私法、民法の領域では特に私法の憲法と言われたりしますが、それを前提にしているわけです。要するに、個々は独立であり、自由に判断できて平等なのだ、そういう前提で初めて契約の自由というのが成り立つということをおっしゃったように契約法を優先するのは非常に的を射ていると思っています。

次に、もし広がるかとなると、先ほど「物権」とおっしゃいましたが、物権だと余りに大きいので、これは「所有権」という意味でよろしいかということを確認したいと思います。あと、結びつきやすいのは「過失責任の原則」でして、司法で裁判員教材の方に出てきますし、不法行為は刑事法にも結びつきやすいのでいいのではないかと確かに思っております。

ですから、先ほどの質問の中で、いびつな社会を見せるというのがありましたけれども、法律の本を読んでいても、「契約は破られるためにある。だから、契約書はいっぱい書いて書面に残す。そこで、司法が登場する」というふうな教え方は、ある程度進んでからでいいのだと思っています。

だから、最初は、こういう契約の社会に入っていくと、「自分の判断でしたのだから、責任を負わなければいけませんよ。不利益を負わなければいけません。だから、消費者を食いものにするような相手の行動には気をつけなければいけませんよ」という、そういう連動で教えればいいのか。ちょっとコメントのようになりますけれども、そういうふうを考えております。

言いたいことは、要するにこの『はじめての法教育』の四つのものというのは相互に関連しているので、このとおりに進めていけばいいのではないかなということでもあります。

以上です。

沖野教授 コメントをちょうだいしたということで、さらにそのコメントへのコメントという形でお話をさせていただきたいと思っております。

二点、申し上げたいことがございまして、一つは、「物権」と書いてあるけれども、これは「所有権」という意味かというお尋ねでございまして、基本的にはそのつもりでございませぬ。

物権の制度というのはかなり複雑なものがございまして、民法の用語を出して恐縮ではございますけれども、制限物権、担保物権、特に担保物権などはもう金融取引のものであり、制限物権などは比較的なじみはしやすいのですけれども、それにしても、地上権とか地役権とか、電柱が皆さんの土地の上を通っているけれどもどうか、そういうことは説明はできなくはないのですけれども、ちょっと細かすぎるだろうというふうに思います。

むしろ、所有権ということをお想定しておりますが、そこで考えておりますものは、所有権という制度というよりは権利制度ですね、第三者に対しても主張できるような権利の制度を民法がしっかりと確認し、確立することが、社会の安定にとって非常に重要であるという基

本的な考え方のところを伝えるのが重要ではないか。

そういうことがしっかりしていないと、自分が本当に権利を持っているかどうか、弱肉強食のようなことにも理論的にはなりかねないというわけですし、取引だって、本を買ったと思ったら何ページから何ページまでは買っていなかったとか、そういうようなことになるというのは大変なことなわけで、そんなことはあり得ないと思われるかもしれませんが、しかしながら歴史的には十分あり得た。土地などについては何層もの負担がついていて、領主の権利がついていたりとかいうので、近代的な土地取引というのが進まなかった中で、所有権というのを非常に明確なものにしていって、近代的な土地取引へとつなげていくということがございますので、実はそのこともあるのだという背景のもとで、この物権制度が持っているような意味というようなところを考えていただくのがいいのではないかと考えております。

その意味で、個々の物権についての具体的な制度というよりは、権利を確立させ、制度的な秩序を安定させる民法のもう一つの役割というようなことと、それが社会に与えるインパクトというのがございまして、所有権などは社会制度と非常に密接に結びついておりますので、今ですと土地の取引の例を挙げましたけれども、そういう概念が例えば知的財産の組み方などへと、近代的なものであれば関わってくるという指摘などもありますので、これ自体は大変おもしろい制度なのですが、そういうところに関心のある生徒さんがいるともっと展開はできるのですが、そういう人が大部分ではないといたしますと、ただそういう意義を持った制度であるということを頭に置いた上で伝えられるようなものであれば、物権ということが考えられるのではないかとこのつもりで申し上げました。

それから、もう一つ、ここで取り上げられた項目は、私法だけではなく、四項目がすべて連動している。それは全くおっしゃるとおりなのだろうというふうに思っております。

私法につきましても、御指摘いただきましたような「社会における基本法としての民法」、あるいは「国家法における憲法と並ぶ市民社会における憲法としての民法」というのはここで打ち出されているわけでございます。だからこそ、そういう基盤をつくる法としてのあり方にもう一つ目を向けるということが具体的に盛り込まれると、より制度趣旨が達成されるのではないかとこのように思っております。

さらには、そういう存在の意識自体が主体性の認識へもつながっていくのだという意識もしておりますので、御指摘の点はまさに全くそのとおりだろう、そして、それをより強化するような盛り込み方があるのではないかと考えております。

土井座長 よろしいですか。

山下委員 一点だけ、ちょっと補足ですけれども、私、学生にときどき話すときがあるのですけれども、日本だと、店に行ってディスプレイを見て「あ、これ買います」と言って、別の箱が出てきて、信用して買いますよね。これ、外国人と一緒にいくと、別のものが出てきたかもしれないと思って「もう一回それをあける」と言います。中を見て、確かにディスプレイと一緒にだと、そこまで確認して契約をしている。極端ですけれども、そういうことをそういうふうな例で教えると、結構だまされにくい消費者ができるのではないかなと思ったりもしております。

以上です。

土井座長 よろしいでしょうか。ほかに質問はございませんか。

鈴木委員 前から言っていて、消費者教育と私法とはどういうふうに関係するのかと。沖野先生におっしゃっていただいたように、過度に消費者保護的に言う必要もなく、私法の基本の考え方をうまく伝えるようにということだろうと思います。

先生がおっしゃったような分野で、また考え方で私もいいのだろうと思うのですが、この後、消費者教育の関係で「ライフステージに応じた領域別目標」というのが後の資料に出てきますけれども、やはり幼稚園、あるいは小学生ぐらいからどういうふうに伝えていくのか。

それで、また『はじめての法教育』は中学の段階で、そこで消費者保護的なのがかなり出てきていて、さらに高校に行くともう少し、大村先生の本が多分高校生向けのものになってきますけれども、そこでも展開が出てくるということで、ここは本当に沖野先生にこの後も継続的に、「この分野はこうしてほしい」というのをぜひ出していただきたいのです。我々弁護士がちょっと頭を抱えているのは、どうしても頭がかたくなりがちで、民法学を学んできた頭で行くと、条文の構成がずっと入っているものですから、そこから入るか、ケースで入るかのどちらかからしか入らなくて、なかなか、子どもたちにその基本をどううまく伝えるのかということに頭が行かないような感じで、「基本」というと基本原則の話ばかりになって、かえってまた難しくなっているというところがあります。

今小学校六年生ですけれども、自分の子どもを見ているとカードの交換をやったり売買をしたりというのが実際に起きています。物の貸し借りもしています。ですから、そういった部分で契約関係を結んでいますし、それから、「これは僕のものだよ」というような形での所有の意識だとか、そういうようなものの観念はかなり強くなってきています。ですから、そういう子たちが持っているものと、ここで教えようというものが結びつくような形での教材展開というのがあったらいいのかなというふうに思います。

例えば今出た知財の関係、知的所有権の関係も、中学校に著作権の話をしに行ったことがあります。「自分の描いた絵にあなたの権利があるよ」というような話をすると何となくわかってくるというようなことで、題材としても、子どもたちの身近な、自分の感覚としてつかめるものを出していくことでつかめていけるだろうし、それと、今おっしゃったように所有権についても、もともとの所有権というものと知的所有権との関係についてかちと教える必要は余りなくて、感覚として「おもしろいものだ」、あるいは「こういうのが実は社会の制度なんだ」というようなことがつかめるようにしていただければよろしいのかなと思っています。

この部分は我々実務家の方も協力しなければいけないところですが、これこそ本当に、学校の先生も含めてなかなかこれまで知識を持っておられなかった部分だと思います。法教育全般にそうですけれども、こういった部分について学者の先生方と法律実務家と協力をして、またもう少し一段深い教材作りをしていかなければいけないだろうというふうに思っております。

今後、この私法の分野をどういうふうに体系的に、あるいは全体的に教えるものにしていくのかということが大事なことだと思いますので、今後もよろしく願いいたします。本当に何か応援歌みたいな形になっておりますけれども、よろしく願いします。

土井座長 ほかの委員の方、いかがでしょう。

では、私の方から少し伺わせてもらいたい点なのですが、法教育という形でこの場では議論していますので、当然、法的制度と結びつけて考えるということになると思うのです。

ただ、このテキスト『はじめての法教育』を作ったときに、実は学習指導要領等々の関係があつてということもあるのですが、この私法の分野は、経済教育といえますか、経済の領域の理解を測るという形で作ったんですね。

その後、いろいろなところで、他の分野の人とお話をする機会もあるので思ったことなのですが、例えば契約ということを使うものすごく法的なんですけれども、実はその契約の中の、特に売買契約はそうだと思うのですが、それを考える際に、やはり前提になっているのは「交換」ということだろうと思うんですね。

「交換の領域における正しさは何か」という議論は、倫理学で言う「交換的正義」の問題に関わるわけで、売買契約等の基礎になっていると思うんですね。交換的正義の基本はやはり等価交換で、等しいものと等しいものを交換するから正しいのであって、反比例したような交換のやり方をするのはおかしいというのは、かねてからあった話だと思うんです。

ところが、一体そのものにどれだけの価値があるかというのは、客観的にはなかなか定まらない。Aさんは「それは大切だ」と思うかもしれないけれども、Bさんは「大したことがない」と思うし、Cさんは「まあまあかな」ぐらいになってくる。そうすると、客観的な価値というのが決まらないから、恐らく当事者で「これぐらいの価値だ」と思って合致すれば、「ではそれで交換しましょうか」と。それは「お互いがそれで等しいと思ったのだから、等しいでいいではないですか」という議論になっていったのだと思うんですね。

実は、これはマーケット、市場の議論をしていて、市場でそういうことを行わせるための制度として「契約自由の原則」を整備している。このあたり、交換というもの、あるいはマーケットというものとしっかり結びつけて議論させないと、非常に法の技術的な話になってくると思うんですね。

今の問題は、消費者保護の問題と絡んでいて、やはり人間のベースに「等価交換というのが原則だ」というのがあるので、あからさまに一方当事者が食いものにされているという状態を、ものの価値というのは主観的にしか決まらないから、「当事者がそれでいいと言ったらいいのではないか」という見方に限度があるかどうかという議論があるのだと思うんですね。やはり行き過ぎると、合意がある以上等価であるという擬制は効かなくなってきた、「これは不正ではないか」という議論。多分それが正義感の基礎にあつて、それを実際の法制度に落としていったときにはいろいろな技術的な問題になってくるのだと思うんですね。

物権の問題もそうで、物権だとか、例えば所有権制度と言い出すと、非常に技術的な、対抗要件がどうのこうのみたいな議論が出てこざるを得ないのですが、「所有って何なのか。財を排他的に支配して好きにしているのだ、それをだれもほかの人は口出ししてはいけないのだという制度というのは何なんですか」という、そもそもの議論があつて、「だれがなにを所有することができるのか」という大きな問題があるのだと思うんですね。

知財の問題というのは技術的であると同時に、無体物で、はっきり支配関係がわからないようなものをだれかに支配させてやろうとするものですから、「その理由は何ですか」という根源的問題が問われている例だと思うのです。

なので、これを、中学の段階がいいのか、むしろある程度抽象的なので高校の段階がいいのか、それは割れると思うのですが、民法の基礎にある基本概念、制度、それをどこかでやはり教えておく必要があるのではないかと。それはもう私法の原則というよりは社会制度の原

則になるのですけれども、それと結びつけて教えていく必要が、どこかの段階であるのだろうと。

それを考えていけば、物権ですとか不法行為についても、不法行為は矯正的正義の問題として考えられるのではないかなというのが私の印象です。できれば、制度の基礎を考えるとこの方向でやってみてはどうなのかと最近漠然と思っているのですが、沖野先生の御意見を伺わせていただければ。

沖野教授 ありがとうございます。

抽象的な表現をしますと、民法につきまして「社会経済活動を支える法としての民法」というふうな言い方をすることがありますし、「社会経済活動を想定した市民社会における基本法としての民法」というふうな言い方をすることもあります。

民法自体は家族法と財産法というのが二つの柱で、家族の社会秩序の関係をかっちり決めるといって、経済活動の法としての民法、財産法というのは経済活動の法ということですので、この二つが柱になります。

実は、先ほど来、抽象的に申しました「社会経済活動を支える法」、あるいは「社会制度の基盤としての民法」というのは、土井先生がおっしゃった経済活動との結びつきというのを明らかにすることなしにしては、実は語れないというものだと思います。

その結びつきというのが民法の制度に逆に結実しているのだという説明だと思ひまして、それはそのとおりで、それを示すことが、法のあり方や法の存在意義というのについて理解をしてもらうという面にとっては大変重要なのだらうと思います。

それへの思いの致し方というのは、いろいろなやり方がありまして、『はじめての法教育』ですと、事例を出しまして、「これは契約なのだろうか。こういう場合に契約はやめられるのだろうか」という形でそもそも事例が提示されているわけですから、では、これがべらぼうな値段だったらどうなのだろうかとかですね。

そうすると、先ほどカードの交換を小学生でもやっているという話がありましたが、野球カードなんかで、イチローファンの子はすごい高い価格をイチローのものにつけるのだけれども、「べつに関係ないよ」という子にとっては二束三文のカードだったりとかいうようなものがあるときに、ではどういう形で判断していったらいいのだろうか。そういう中で、何らかの等価性というものがやはり本当は必要だよと。そうでないときは、無償の贈与型の、また別の契約になるわけですがけれども。だけれども、そういうものを国家なり当事者外で判断をしてやった方がいいものなのか。それはどういう価値をそれぞれにつけるかはその人次第なので、むしろそこは規制しない方がいいですよと。

だけれども、非常にそこにアンバランスがあるように思えるときにどうなのだろうか。そのときのアンバランスというのは、客観的な価値のレベルでアンバランスが生じているのか、主観的な判断能力や情報の点でアンバランスが生じているのだろうか。どっちで立ち入ったらいいのだろうかということについて、民法は一定の立場をとり、消費者契約においては「構造的な格差」ということをキーワードとして、そのシフトを少し変えているということではあるのです。

それを十分に理解してもらえるかというのは難しいかもしれませんが、そこに少し、「こういうこともあるんだね。こんな考え方があるんだね」と。ですから、そういう形で実は、経済活動について「こういうものがやはり望ましい」という想定があって法制度ができ

ている。「契約自由の原則」なんかも、客観的な価格の均衡というものについては法制度がある程度は民法上もありますけれども、暴利行為ですとか、フランスですとレジオンですとかそういうものがあるわけですし、消費者契約法になるとより端的に幾つかのものが出てくるわけで、価格そのものとはちょっと違うところですけども、内容に立ち入ってというのが出てくるわけです。抽象的に一方の極には国家なり法なりがきっちりチェックしていて、変なものもうだめだよというとは別に、当事者がとにかくやってみて、非常に幅のあるようなものが想定されて、どういうものなのだろうか、どういうことがあり得るだろうか。その中で、では今の法はどうなっているかということになっていて、実は、ではこういう考え方をとっているんだねという示し方はできるのかなと思っております。

経済活動との結びつきというのは、土井先生がおっしゃったように、ほかの制度でももちろんあるわけで、それぞれを指摘していくというのは重要な話ですし、それが民法の在り方、法制度の役割ということを明らかにする一つの手法であり、何ゆえ「社会における基本法」と言われるのかということの説明にもなると思うのです。それが、やり方としても十分に実現可能な方法があるのではないかというふうに思っております。

土井座長 私は余り民法のできがよくなかったものだから言いにくいのですが、民法の教科書というのは非常に制度が詳細に書かれているんですよ。しかし、実際は何らかの価値判断があってその結論に行っていて、授業を聞いていると、何か「取引の安全の保護」だとか、「意思の尊重」だとか、幾つかのキーワードが実はあるのだけれども、教科書には余り出ていなくて、その原則の理解をすると、「あ、なるほど、これとこれを考えてこういう結論を出しておられるのだな」と理解することができるようになる。

民法の教科書というのは基本的には、法律学をそのものとして学ぼうという学生を相手に作っているものですから、それはそれでいいのと思うのですけれども、初等・中等教育に下ろしていくときには、民法の教科書に書いてある条文解釈の部分よりは、それを導いているであろう背後の制度理解とか、背後の価値衡量みたいなものをできるだけ出してやった方が、よいのではないのでしょうか。生徒達は制度の細かなことを覚える必要はないので、一体何を問題にして制度を作っているのか。あるいは作られた制度の中に、どういう問題が残っているのかを説明した方が、私法の領域を扱う際にはいいのではないかというイメージが私にはあるんですね。憲法でもそうだと思うのですけれども。

それが必ずしも従来、憲法学でもそうですけれども、法律学者がそこをターゲットにした説明の提示を余りやってきていなくて、学説としては、教科書か、学術論文かという形になっている。わかりやすいように初等・中等向けに書いているときにも、制度を簡潔に説明しているからわかりやすくなっているのだけれども、「背景にある考え方は何ですか」というのは、なかなか出しにくい。

「おまえ、書いてみる」と言われたら多分難しいのですけれども、沖野先生も学者でございますし、私も学者だから同じなのですが、法教育において学者のできることとすれば、多分そういうものをできるだけ提示をして、あとは教育関係の先生方に教材化していただく、あるいは実務家の先生方に、「それをわかりやすく説明できる身近な例としたらこれでしょう」と結びつけていただきながらやっていくのがいいのかなと最近思っているもので、ちょっと聞かせてもらったということです。

羽間委員、どうぞ。

羽間委員 そのこのところは、とても大事なところだと私は思っておりまして、どうしても法律のお話を聞いていると技術論的な授業が多かったりして、それは一つの武器だったり、自分を守るためだったりで必要な知識なのだと思うのですけれども、基本的に法律というものがどういうものを実現しようとしていて、何を大事にしているものなのか、それがわからないと教えられないんですね。教育というところですね。

今、土井先生がおっしゃっていただいたので大分頭がクリアになったのですけれども、そこを余り学者、法律学者もおやりになっていないのだという現実を知りまして、だから余りはっきりこっちに伝わってこないのだなという現実があるのだなというふうに理解しました。ぜひ、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

土井座長 やっていないわけではなくて、多分我々、業界という言い方は変ですが、業界の暗黙知の部分がちょっと多すぎるのだと思うんですよね。民法学なら民法学、憲法学なら憲法学の暗黙知があって、暗黙知を前提にして、その上でいろいろな制度解説をしたりしているんですよね。ただ、そちらに戻らないと、初等・中等教育はしんどいだろうというのは思います。

羽間委員 そうですね。私も、心理学の現場ではその暗黙知があるわけですね。暗黙知の前提の上で話をしますから、一般の方々にはわからないんですね。ですから、もうちょっと基本のところ、そのこの暗黙知のところ大事なところというふうに思うのです。

土井座長 沖野先生に来ていただいたので、これからはお願いできると思います。先ほどの子ども同士のカードの交換の話というのは非常にシンプルですけれども、やはり交換の基本的な考え方をものすごくはっきりさせていると思うんですよね。

当事者によって価値を決めさせるということが自由な活動にとってどれだけ意味があるか。その価値をすべて国家が一元的に「これは幾らだ」と決めれば公定価格制度になるわけで、恐らく「契約自由の原則」というのは、それに対する懐疑の上に成立しているのだということ、わかろうと思えば彼らだっただけでわかれると思うんですよね。そういうところが理解できていけば、大人になったときに細かな制度を、何らかの形で接したときに、「あ、これが大事なんだな」というのがわかるだろう。それを制度の細かなところから入ってしまうとなかなか難しいのだろうなど。

憲法以上に私法の領域は非常に細分化されて精密に議論が展開されているので、これはよく言うのですけれども、往々にして深く突っ込もうとすると細かくやってしまうという過ちを犯してしまう。深く基本原理に到達しようというのは必ずしも細かなことを教えることではなくて、何が大事かを教えていくことなんですけれども、やはり我々自身誤解しやすいのは、深くやろうとすると、細かな知識、「こんなこともある、こんなこともある」というふうになりがちで、結果として教わっている側はわからなくなっていく。そのあたりが大きな問題なのだろうなと思います。

先ほど来、沖野先生から繰り返しおっしゃっていただいているように、消費者保護の問題も、間違えると非常に細かな、「こういう救済のルールがあります」みたいなのをいかに教え込むかという議論になってしまって、本質的に何が問題なのかがわからなくなってしまう。そうすると知っているところでは立ち向かえるのだけれども、知らないところではころっと負けてしまう。それでは意味がないので、その意味で、今日御指摘いただいた点は非常に重要ではないかと思います。消費者保護の観点と、私法の基本原則を考えていく上での重要な

ポイントになるのではないかと私は思います。

ほか、いかがでしょうか。

鈴木委員 一点だけ、江口委員がいないので、アメリカの話をする人がいないと思って発言させていただきます。

まず一つ、江口委員が訳された『私たちと法』というのは、今土井先生がおっしゃったような基本のところからかなり議論をしているのかなと。また、だからこそ我々も読んでいておもしろいだけけれども、何となく、どこまでどうしようかというのが難しいと思っているところで、参考になるのだらうと思っています。

それから、もう一つは、おとしでしたかアメリカに行ったときに、アメリカの高校で法教育というか、「法に関する授業をやるから見てください」と言われて、大学の先生がやられたのを見たのですけれども、何をやったかという、紙でつくったおうちがあって、いろいろなところに、壁にしみがあったりとか、トイレが水漏れしていたりですとか、それが全部その絵に描いてあるんですね。それをぼんぼんぼんとグループごとに投げて、「この問題はだれにどういうふうに、契約上、問えるか」というようなことを子どもたちに言って、それで契約もちゃんとあって、「これに基づいてこうやっていく」というのを高校でやっているんですね。

それなんかも、細かくやる部分と逆にアバウトにやる部分と、すごくうまく使い分けをしているのですけれども、細かくというのはその契約書をちゃんと読みながらやるのですが、どこまでどういうふうにだれに言うかというのは割とアバウトに言うというようなことで、それぞれの買った家に問題があったときにどういうふうに処理をしようか、どういう契約関係なのかというようなことをやっているのを見せてもらいました。それなども、高校ですのでもうかなり実際の契約を使っていますけれども、本当に子どもたちが生き生きと授業を聞いていたのを思い出します。

日本でもそういう形のものがどこかでできればいいなというふうに思っていますので、その部分ではまた先生には協力していただければと思っております。

ありがとうございました。

土井座長 よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

沖野教授 今までの御議論を伺っていて、補足的にもう一点発言させてください。民法の話ですと、それが想定する人間像なり主体像という話がございまして、それが一方で私法と消費者法をむすびつける面もございまして。

既に各所でお出しいただきましたように、「契約自由の原則」を支える原理や、想定として、人が個人として自由に考えられて、十分に判断能力を持ってそれが決定できるような状況でしたら意思決定を尊重するというのが「契約自由の原則」のより積極的な側面、消極的には、国家が逐一干渉していかないという面があるわけですが、民法が想定する主体像というのはかなり抽象的なレベルの主体像で、そういうことができる人は普通はいないわけですが、それは捨象して、よほどのことがない限りは取り込んでこないところを、消費者契約で想定される事業者と消費者というのは、その主体像が民法一般のレベルよりもより具体的なレベルで捉えられ、「生身の人間」という表現もありますが、その意味では民法一般からは「変容」を受けていて、そのもとで消費者保護のいろいろな制度になっているという面がございまして。それ自体は従前から言われているところではあるのですが、土井先生がお

っしゃった民法の各制度をつなぐ、あるいはその底流に流れている想定ですとか基本的な考え方をより正面から浮かび上がらせることによって、ここでねらいとする知識や理解というのを習得できるのではないかという点から考えますと、一方で実はその主体像というものが民法のあちこちでは重要になる問題かと思われまして、鈴木先生がおっしゃった私法と消費者法というのとは一体どうつながるのかということの一つの、つなぐかけ橋としてそれを持っていくことも重要かと思っておりますので、既に言われている点ではございますけれども、再度確認をさせていただきます。

土井座長 どうもありがとうございます。

前回、佐藤先生にお越しいただいて憲法の話をしていただいたときに、憲法と民法の関係の話にもなりました。民法の前提とする人間像と、憲法の基礎とする人間像についてしっかり連携を図れとおっしゃっていただいたわけですが、それも重要であるのだろうと思います。

私自身も、今日の話をもとにして、特に契約の問題をおっしゃったときに感じたのですが、契約という観念そのものは必ずしも私法上の問題ではなくて、実は憲法だって社会契約論に基づいているとすると、恐らく「社会の契約」という考え方があって、「人は契約をすることによって何を実現しようとしているのか」という基本的な考え方を学ぶことができる。人は契約によって、自らの利益を得る。自分自身に全く利益がない限りは、一方的にだれかに従属することはあり得ないのだという原理原則がやはりあるのだと思うんですね。それは私法上もあるし、憲法上もあって、社会契約を考えると、やはり何か通底するものが、自由な公正な社会には、公法にも私法にもあるのだろう。そういうものをちゃんと引き出して、できるだけ伝えたいことを精選をして伝えていく必要がやはり法学全体としてあるのだろうなと思っています。今御指摘いただいた人間像の問題を含めて、やはり今後も検討していく必要があるのだろうなというふうに伺いました。

それでは、そろそろ予定した時間になりましたので、沖野先生からの御意見を伺うという機会はこの程度とさせていただきます。

沖野先生、本当に今日は貴重なお話をいただき、ありがとうございました。法教育推進協議会の今後の取りまとめにとっても非常に有益な御示唆をいただけたものと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

次の議題は、内閣府における消費者教育の取組みと今後につきまして、内閣府国民生活局消費者企画課の山崎速人課長補佐より、10分あるいは15分程度で御報告をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

山崎課長補佐 内閣府国民生活局消費者企画課の補佐をしております山崎と申します。よろしく願いいたします。

資料2の方をごらんいただきながら御説明申し上げたいと思います。当方、国民生活局は消費者行政全般を所掌しているということでございまして、その中で、消費者の自立を目標として消費者教育というところも政策の一つとしてやっているところでございます。

消費といいますと、狭い意味では契約などのような行為を指すというような解釈もございしますが、我々は「消費に携わる者が行う行為」ということで、日常生活全般を対象と考えていまして、後ほど出てまいりますけれども環境関係や安全の関係なども対象として、幅広く考えているところでございます。

そういったことを考える中では、こちらのまさに法教育の関係ですとか、環境の教育ですとか、ほか、金融教育ですとか、関連します教育、それに関する施策との連携をとっていかねばならないと考えておりました、特にこちらの法教育の関係につきましては、一人一人の権利や義務の意識をしっかりと持ってもらって契約等に当たってもらう、あるいは問題に対処してもらうということが目標の一つであるとするならば、我々が普段考えております目標の一つは、やはり消費者の被害を防止する、悪質商法の被害を防止するということが一番と言っていいほど重要な部分でありますので、そういう意味では、こちらの法教育での取り組みによって消費者の自覚がしっかりしたものとなって消費者の被害が防げるということであればこれは非常にありがたいことでもありますので、今後とも特に連携や、それから情報をいただければと考えているところでございます。

早速ですが、この消費者教育の資料に沿ってですけれども、消費者教育に関しましては、昭和のかなり以前の段階から国民生活局の方で検討はしてきたところですが、1ページ目にございますように、国民生活審議会において、第1次審議会から始まって最近の19次審議会まで、時々におきまして消費者教育の提言がなされてきたところであります。

ただ、一方で、その検討がともすれば役所内部の研究にとどまってしまうのではないか、実際にその効果があらわれていないのではないかというお言葉もいただいてきたところでございます。そういう中で、一つの反省として、消費者教育のやり方、その研究のやり方が個々ばらばらだったのではないかという指摘もございまして、後で出てまいりますが、消費者教育の体系化というところに結びつくわけでございます。

特に、平成に入りまして規制緩和の流れとともに消費者をめぐる体制も変わってきておりました、以前は、昭和43年にできた「消費者保護基本法」という法律で消費者政策がなされておりました。ところが、「消費者は弱い存在であるために消費者を保護すべきだ」という考えから、反対に「消費者の自立を促すべきである」というふうに消費者政策が転換されまして、平成16年に、こちらにございますように「消費者基本法」というものができたわけでございます。

それに伴いまして、その法律に基づいて「消費者基本計画」というものも平成17年にできておりました、その中で消費者教育というものも一つの重点項目として定められたわけがあります。

2ページ目を御覧いただけますでしょうか。「消費者基本計画」でございますが、9つの重点項目がある中で、そのうちの大きくりの2番目、その(6)として「学校や社会教育施設における消費者教育の推進」という項目が入っております。

そして、具体的には、一番下の水色の枠にございますような個々の施策を当方の方で現在推進しているところです。一番の「消費者教育の体系化」ということを特に重要な施策として位置づけております。

まず、どういう分野を対象とするかということがございますが、これは消費者基本法に定められました分野を一応四つの分野として、「領域」と呼んでおりますけれども、対象としておりました、安全、それから契約・取引、情報、環境という四つを対象としております。

また、さらに、やはり発達段階に応じた教育でないと、例えば子どもに難しいことを教えるても吸収してくれないだろうとか、大人の場合にはまた違った教え方があるだろうということで、またさらに、例えば大人になるまで全く何も、そういうことはなかなかないでしょう

けれども、その素地をつくらないまま急に高度なことを教えても、なかなか受け入れてくれないだろうということもございます。やはり発達段階を追って、それに応じて教育をすることが非常に重要であるということで、それを我々は「ライフステージ」と呼んでおりまして、一つは保護者の保護のもとに置かれている小学校に入る前の段階、これが「幼児期」と呼んでおりまして、次に、自分でものを安全に扱うことのできる「児童期」という小学生の時代。そして、保護者から自立する意識を持って行動している「少年期」という中学生・高校生の世代。さらに、完全に経済的・精神的に保護者から自立する「成人期」という四つに分けております。場合により、「高齢期」というものをまた別に考えております。

具体的には、資料3としておつけしましたA3判の大きな表をごらんいただけますでしょうか。こちらが、平成17年度に当方の研究事業の1つとしてやったものの成果でございます、「体系のシート」と呼んでおります。

こちらは、横軸に領域、縦にライフステージをつくっております、さらにその一つ一つの中に、二つ、三つ、四つぐらいの目標、その段階で、この領域についてはこういう目標を達成できることが望ましいというものをつくりまして、62個つくっております。ライフステージごとに関連する形でつくっております。

特にこちらの法教育の関係かと思えますのは、この「契約・取引」の赤で囲んだ部分でして、特に でございますね、「契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる」という部分、どこまで重なるかわかりませんが、こういったところではないかと思えます。

それから、先ほど沖野先生のお話で「困った場合への対処」というようなお話もあったかと思えますけれども、その観点からは 番の「トラブルにあったときに適切な対処ができる」とともに、安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる」という目標も関係するのではないかというふうに思います。

これがちょうど1年前、17年度末に取りまとまったものでございます。

これをベースにしまして今年度の検討としまして、先ほどの資料にお戻りいただきますと、4で「平成18年度における検討体制」という図になっておりますが、今研究会を設けて研究を進めさせていただいております。そちらの方には、各省さん、特に法務省さんの代表の方にも参画していただいております。

やはりライフステージごとに研究する内容は違うのではないかとということで、分科会というものを四つ設けましてそれぞれ研究を行っています。今は2月ですので、もう今月中にはほぼ方針は出るという段階であります。

今後の予定ですけれども、一番最後のページにございますけれども、今度はたまたま2月12日、来週の月曜日に消費者教育のシンポジウムがありまして、そこでさまざまな方々の御意見をいただくという機会がございます。

そこでの御議論も踏まえ、また、今月の21日に国民生活審議会の消費者部会がございまして、そちらの方に現在の研究の状況を報告し、また、先生方の御意見をいただくという機会があります。そして、そういった御意見を踏まえまして、研究会としての取りまとめを2月23日に行いたいというふうに考えています。

さらに、2月21日は部会への中間報告でございますけれども、ちょうど国民生活審議会がこの9月で期(第20次)の末でございますので、その前の今年の6月に、この研究会の

報告を御報告申し上げまして、そこで審議会としての意見をまとめていただくというふうになっております。

研究会の取りまとめの方向は、もちろんまだ特にこれといったものはございませんけれども、個別のもの、先ほど見ていただきました62個の目標のそれぞれに、さらにこのように進めていこうということは考えてはいないところでございまして、むしろそういった目標を実際にではどういうふう達成してもらおうかというための環境づくりの提言といえますか、それぞれのライフステージ、例えば子ども、児童期であれば、やはり教育は、家庭はもちろんのこと、学校教育という部分が非常に大きいところでございますので、例えば先生方に消費者教育をしていただくために、どういった教材を先生方に提供しやすい体制をつくるかとかいうことが少年期では今一番言われておまして、そのように各期で特色が違います。

成人期ですと、今度はもちろん学校教育ではなくて、例えば被害に遭う方もいれば、それを遭わないように周りで見守る方もいらっしゃるという、いろいろな役割があるので、その役割同士の連携の在り方とかいうところに研究の力点が置かれておまして、そういう各期ごとの特色を出した、どういう環境づくりが必要かという提言になるのではないかと見ております。

簡単ですけれども、内閣府における消費者教育の取組と今後の説明は、以上でございます。土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今お話をいただいた点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

大杉委員 ありがとうございます。

二点ほどお伺いしたいのですけれども、一点目は、こういう教育プログラムをつくる場合は、横軸にあります領域と縦軸の順序性でプログラムをつくられるのですけれども、非常に関心があるのは、この表はよく見させていただいたのですけれども、この「安全、契約・取引、情報、環境」という四領域が設定された経緯といえますか、「そのほかにこういう候補があったけれども、消費者教育としてはこの四つの領域がやはり一番ベストなんだ」という考えに至った経緯といえますか、これが一つ。

二点目は、先ほどの沖野先生のお話の中にあつたように、民法という原理をもとに、消費者の消費生活行動をより自立して賢い消費者になるためという形でこういうプログラムが立てられていると思うのですけれども、民法という領域で言えば社会科的な内容になるのかと思います。しかし、あとをずっと見ますと、保健の学習領域や、あるいは理科の学習領域で学んだものが活用される場所も入っているのではなからうかと思うのですけれども、どんな教科でどんな活用が想定できるというのがもしわかりましたら、教えていただきたいと思うのですけれども。

山崎課長補佐 ありがとうございます。

まず、一点目の領域に四つの領域が入った経緯的なものでございますけれども、まず「安全」と「契約と取引」が消費者教育にとって重要な要素であるということは、これは特に異論なく入ったわけでございまして、もちろんそれは消費者基本法にも載っているわけでございますが、ほかの「情報」、「環境」も、この表に入った経緯としては、やはり消費者基本法にあつたからというのが直接の理由として、消費者基本法の7条の2項に、「消費者は消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権などの適正な保護に配慮するよう努めなければなら

ない」ということで、法律にあるということから自動的に入ったということなのです。

逆に、消費者基本法になぜそれが入ったかというところは、ちょっと今はわからないところでございます。

それから、例えば学校教育においてさまざまな教科があって、この体系シートの教育がどれにかかわるかということでございますけれども、逆にそこは我々が一番苦勞していますが、これはこちらの分野でも同じかもしれませんけれども、学校教育でやっていただける時間というのが、文科省との関係でも、やはり総合学習の時間が今のところは直接的な時間であるということがあります。

ただ、一方で、学習指導要領の中に、ではその総合学習の時間にしか規定されていないかといいますと、実はこの消費に関する項目というのは、「消費」という言葉を直接使っているかどうかは別として、そういう趣旨のことを盛り込んである部分というのは、実は、今御指摘いただいたように社会科の中にもありますし、家庭科の中にもありますし、場合によっては、「安全」ということからすれば理科の項目にも実はあるわけですし、我々としては「さまざまな教科の場面でこの教育をしてください」というお願いはしているところであります。

ただ、実際になかなか先生方はお忙しいので、消費者教育という観点でしていただいているかどうかはわかりません。ただ、そういった学習指導要領に定められたものを先生方がこなしていただくことの中で、結果的に消費者教育に相当する部分がなされているのではないかと考えているところであります。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

山下委員 一点お尋ねしたいのですけれども、3番ですか、赤で囲ったところで、ライフステージの段階にいろいろ書いてあります。先ほどおっしゃっているように、多分学校のところの教育の中で教えるとなると、たとえば児童期などを取り上げると、多分ほかの科目のところでもやっているのだらうなと想像がつかます。そうすると、やはり中学・高校くらいがターゲットになっているのか、いないのか、そういう何かメリハリがあるのかをお聞きしたいのです。

といいますのは、今盛んに言われているのが、法教育もそうですし、テレビを見ていると金融教育や環境教育もやっているようですし、消費者教育もやっていて、もういろいろなニーズが盛りだくさんです。多分受ける学校の方は、一ぺんに襲ってくるとなかなか難しいのではないかなと思います。そうすると、必然的にみんな中学・高校のところに集中しそうな気がするのですが、もし消費者教育の方で何か重点とかいうのがあれば教えていただきたいのです。

山崎課長補佐 それは我々が進めようとしている消費者教育がどの教育に特に重点を置いているかということでしょうか。

山下委員 ライフステージの中で、例えば先ほど伺っていると、ほかの、社会科でも教えているし、あるいは理科の中でも教えている。それを契約・取引のところでは、「ほかで教えているから、そこは消費者教育のことは余り考えなくていいんですよ」というのか、「いや、やはりこの段階ではせめて消費者教育にターゲットを当ててやってほしい」とか、そういうメリハリがあるのか、特にないのか、それをお聞きしたいと思うのですが。

山崎課長補佐 実際には、学校教育の現場でしていただけるかということ、先生方は非常にお忙

しくて、消費者教育をやっていただいているという方は非常に少ないという現状があります。ですから、恐縮ですが、まだ、メリハリをつけるというような段階には全くなっておりません。「どれも重要ですので、またどの段階でも重要ですのでお願いします」というふうに申し上げている段階でございます。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

高橋委員 ライフステージの中で、成人期、高齢期も対象になっていますけれども、どういう場面で、どういう機会で、どういう方が担い手になってという、ちょっとイメージがわからないのですが、その辺はどういうふうに想定なさっているのでしょうか。

山崎課長補佐 そうでございますね。

成人期となりますと当然学校という場ではなくて、それぞれ会社であり、地域であり、特に高齢の方ですと地域での活動が中心になるという部分もありまして、それぞれやはり年代によってちょっと違うのですが、特にちょうど組織、会社などに入られている世代の方は、人によりましてけれどもそんなに中心の対象ではない。我々が考えています「消費者の被害を防止する」という観点からは、より重要な対象としてはやはり高齢者の方であるというふうに考えておりまして、特に高齢の方であれば、例えばお住まいのそばに民生委員という方が大勢いらっしゃるし、あるいは、若干体の弱った方であれば、ホームヘルパーさんなど、そういった高齢関係の福祉団体に所属されている、実際に日常で接する方という方々を中心に考えてはおります。

そういった方々に我々の方で今たまたまやっておりますのが、高齢者に悪質な商法の情報をお届けするというメールマガジンのシステムがありまして、それをそういった周りの方々に携帯やパソコンにお送りして、日々の活動の中でそれを伝えていただくという仕組みを一応つくってはおります。

ただ、成人の方にどういったふうな消費者教育を考えていくかということころは、まさに今この研究会で考えているところであります。

土井座長 よろしいでしょうか。

貴重な御紹介をいただき、ありがとうございます。

法教育の方も、消費者教育と十分に連携をとって進めていく必要があるだろうと思っております。

法教育の今後の検討すべき点の一つとして少し考えておりますのは、今までのところは、やはり法教育の中では学校教育を念頭に置いて、かつ、学校教育の基幹的な部分においてもし教育をするのであれば、こういう基礎的な内容、あるいは、単に個別の知識ではなくて、学校教育にふさわしいと言えるような骨子になる部分はどこかということを検討してきたというふうに思っています。

ただ、法教育のもう一つの課題というのは、やはり実際的な問題にどう対応するかということがございます。消費者保護の問題も典型例であります。ほかに具体的に、学校であれば、「子どもたちが社会に出たときに困らないようにするためにどうしたらいいか」というような部分もあるかと思えます。そういう教育として何が必要なのか、あるいはそれはどういう場においてどういう機会にやればいいのかということも、やがて考える必要があるのだろうなと思えます。

以前、司法書士会の方で御報告いただいたときには、高校三年生の最後の方にこういう教

育をされる。それは、恐らく実際に社会に出るといふときに、下宿もする、一人で生活をする、その際の必要な知識を与えるという意味での法教育的な部分と、それから、市民として基本的に理解しなければならない根幹にかかわる部分と、それを少し整理をして、後者の部分についても、どこかの時点で少しまとめながら考えていく必要があるのだろうなというふうに思っています。

消費者教育についても、最終的には消費者を適正に保護するという部分はあるかと思えますので、そういう点についても協力しながら議論が進められたらなと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。

次の議題は、裁判員教材作成部会において、かねてよりお願いしておりました教材が作成され、先日、了承をされました。

委員の先生方には、事前に案をお送りし、目を通していただいておりますが、これにつきまして意見交換を行いたいと思っておりますが、何か、教材の点について御意見、御質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今まで既にいただいております御意見等も踏まえて、再度事務局の方に最終的な確認をしていただきまして、確定したいと思います。

鈴木委員 一点、よろしいでしょうか。この作成にもかかわっていたので余りあれなのですが、一点、中間まとめが出ていまして、部会の中で私も意見を言っているのですが、一番最後についてきております裁判員教材の在り方についての推進協議会としての中間まとめ、これでパブ・コメをとっているということではありますが、何となく付随的にぽこっとついてきているような感じがします。多分にその中に盛り込んであるのだという御説明はあるわけですが、この扱いをどうするかということです。

あの後、パブ・コメをもらって、ある程度の意見にはなっていたと思っておりますけれども、基本的にはこれでまとまったと思っておりますので、「中間まとめ」という表現がいいのかどうか、その辺も含めて座長の方にお任せはしたいと思っておりますけれども、この位置づけ、扱いを御考慮いただければと思います。

土井座長 わかりました。御指摘としては、これも「中間まとめ」を外して、一応我々としてはまとめたという形で添付した方がいいのではないかと、そういうふうな受け取ってよろしいのでしょうか。

鈴木委員 いや、この在り方についての中間まとめというものをどう位置づけるのかということですが、もう少しどこかに出てきてもいいのかなということです。

土井座長 わかりました。一応は、2ページから3ページにかけて、ここの骨子の部分を本体に入れていただいているという形にしてあって、細かな解説の部分をそのまま後ろに残しているということなのですが、もしその解説について、後ろの方、資料3という形で参考にさせていただくのなら、何か「中間まとめ」という中途半端な状態だというのはいかがかということですので、わかりました。この辺、一応パブリック・コメントにもかけて議論を聞いて、これでいいのではないかと、というふうな決めた部分でもありますので、その点を含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、今、鈴木委員からいただいた御意見を踏まえまして、再度事務局の方と調整をして、最終的に確定をしたいと思っております。

確定をした段階で、事務局と相談をして、また各委員の御意見も伺いつつ、どういう形でこれを公表して広めていくかということについて進めていきたいと思っておりますので、その点は一応私の方にお任せいただくということによろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

部会の委員の先生方、あるいは事務局の方には大変御尽力をいただきました。ただ、私の不手際がちょっとありまして作業が少し遅れた点、これは委員の皆さん方に私の方からおわびを申し上げたいというふうに思います。それと同時に、部会の委員の方々、あるいは事務局の方々、大変ありがとうございました。

それでは、次いで、教材改定検討部会の方でご検討いただいておりますQ & Aの方につきましても、一応成案ができ上がっております。この方につきましても、委員の方々に事前に御覧をいただいて御意見を集約しております。

この内容で了承するということによろしゅうございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これで了承いただいたというふうにいたしたいと思っております。

このQ & Aにつきましても、公表の仕方等につきましては、事務局と相談しながら、また各委員の御意見を伺って、私の方で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

こちらの方も、部会の委員、あるいは事務局の皆さん方には大変御尽力をいただきました。とりわけ冬休みには、かなり御無理を申し上げたところもあります。非常によくまとまって、いいものができたと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、もうそろそろ時間になりますが、本日はこれで議事を終えさせていただきたいというふうに思います。

今回は、法教育の核となる概念等について、今までの議論を踏まえまして取りまとめを行っていききたいというふうに考えております。

今回の日程につきましては、追って事務局より御連絡をして調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、本日の議事はここまでにいたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

- 了 -